

改正貨物自動車運送事業法の概要

1. 運送契約締結時等の書面交付義務関係

<第12条関係>

- 真荷主（※1）と貨物自動車運送事業者（※2）が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容（運送契約に附帯業務が含まれる場合にはその内容）及びその対価等について記載した書面を相互に交付しなければならないこととする（※3）。

<第24条第2項及び第3項関係>

- 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※4）は、運送の役務の内容（その利用する運送に附帯業務が含まれる場合にはその内容）及びその対価等について記載した書面を当該他の貨物自動車運送事業者等に対して交付しなければならないこととする（※3）。

※1 真荷主とは「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの」をいう。以下同じ。

※2 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が該当する。

※3 書面交付の相手方から承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

※4 具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

2. 健全化措置関係

<第24条第1項関係>

- 貨物自動車運送事業者等は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※5）は、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（以下「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととする。

<第24条の2～第24条の4関係>

- 一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者（※6）は、運送利用管理規程（健全化措置の実施に関する規程）を定めるとともに、運送利用管理者（健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するために選任される者）を選任し、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

※5 具体的には以下の3通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請け構造の中にある場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

※6 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。また、一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者を「特別一般貨物自動車運送事業者」、特定貨物自動車運送事業者を「特別特定貨物自動車運送事業者」という。

3. 実運送体制管理簿の作成・保存義務関係

<第24条の5関係>

- 貨物自動車運送事業者（※7）は、真荷主から引き受けた一定の重量以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送事業者の商号又は名称等を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から一年間、これを営業所に据え置かなければならないこととする。

※7 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。